

○北本市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日条例第23号

改正

平成26年9月30日条例第16号

平成28年3月29日条例第5号

令和2年3月30日条例第1号

令和5年3月31日条例第13号

令和6年3月28日条例第3号

令和7年9月30日条例第27号

北本市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関並びに次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項に規定する次世代育成支援対策地域協議会として、北本市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 公募による市民

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、こども健康部子育て支援課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第6号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

- 3 北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和56年条例第26号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成26年条例第16号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第5号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日条例第13号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日条例第3号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月30日条例第27号）

この条例は、令和7年10月1日から施行する。